

第九次一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第九次一括法）」が成立した。

本法は、地方公共団体等からの提案に基づくもので、地方分権改革を着実に前進させるものとして評価している。

特に、本改正は、全国知事会、全国市長会及び全国町村会が共同で提案した、放課後児童クラブの支援員に係る「従うべき基準」の見直しについて、二年の検討を経て「参酌すべき基準」化を実現するものであり、関係者のご尽力に感謝する。

本改正は、基準の設定について市町村の裁量を確保し、主体的に地域の実情に応じたクラブの設置促進や適正な運営の確保に取り組めるようにするものであり、地方分権の下で子育て支援の充実が図られるものとして、その意義は大きいものである。

今後、地方は、地域の多様な主体の協力の下、放課後児童クラブの質及び量の確保に一層責任を持って取り組む所存である。

今後とも地方分権改革について、地方分権改革推進本部長である総理のもと、一層の推進が図られるものと期待している。

令和元年5月31日

全国知事会会長	上田 清司
全国市長会会長	立谷 秀清
全国町村会会長	荒木 泰臣